

中央会 機関誌

CROSSTALK

Vol. **81** 2021.12



経島のウミネコ（出雲市）

島根県出雲市大社町の日御碕沖には、ウミネコの繁殖地として国の天然記念物に指定されている「経島（ふみしま）」がある。毎年、11月ごろになると数千羽のウミネコが集まって冬を過ごし、4月から5月にかけて産卵・ふ化。そしてヒナが育った7月下旬ごろには経島を飛び立ち、冬が来る頃に再び経島へ帰って来る。





〈巻頭特集〉

特定地域づくり事業協同組合 ～全国初の認定から一年～

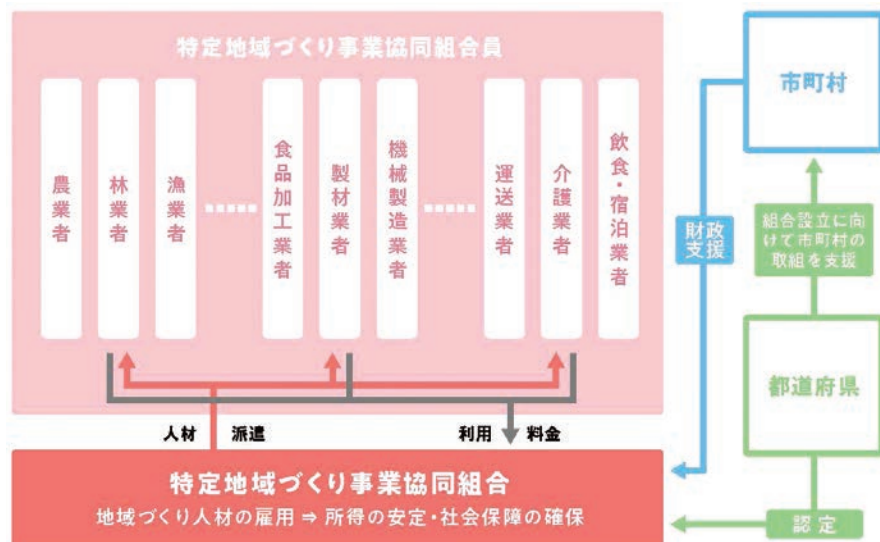
島根県の海士町複業協同組合が、令和2年12月4日に全国で初めて特定地域づくり事業協同組合の認定を受けてから約一年が経過しました。

県内では以後も特定地域づくり事業協同組合の設立が続き、令和3年12月1日時点で全国27件の認定のうち、島根県では6組合が認定を受けて事業に取り組んでいます。

今回は設立後の活動に焦点を当て、県内の事例をご紹介します。

特定地域づくり事業協同組合とは？

この制度は、地域人口の急減に直面している地域において、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保するためのマルチワーカー（季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者の事業に従事）に係る労働者派遣事業等を行う事業協同組合に対して財政的、制度的な支援を行うものです。組合は、派遣職員人件費・事務局運営経費に対して、行政から財政的支援を受けることができます。



◆ 海士町複業協同組合

〈業 種〉食料品加工業、宿泊業、漁業、農業、教育・学習支援業 等
〈事 業〉労働者派遣事業、視察・研修共同受入事業、共同宣伝事業など
〈組 合 員 数〉設立時：5名 → 現在：15名
〈派遣職員数〉認定申請時：2名 → 現在：5名

【設立から現在まで】

本制度による全国第1号の認定組合となる。組合員の数が設立時より10名増加し、規模を拡大しつつある。派遣職員は新卒・中途を問わず採用し現在5名、全て島外からの移住となっている。組合の活動等については公式HPでの発信や、派遣職員全員がTwitterアカウントを個別に作成しており、情報発信を積極的に行っている。

【将来に向けた取組】

設立当初は派遣職員の独立を最終目標としていたが、さまざまな事業所で勤務する中で組合員のもとへ就職したり他の地域へ移住するなどあらゆる動きが想定されるため、複数の事業所で勤務するプロセスを経た上ですべての選択が納得のいく最良な決断であることを示すにはどういう組織の在り方がいいかを派遣職員と事務局で話し合っている。

→あくまでも派遣職員自らが将来どのような決断をするかに重点を置き、組合はそれらを考える場や機会を提供をすることで、派遣職員の活動をフォローしている。



◆ 津和野町特定地域づくり事業協同組合

〈業 種〉農業、酒類製造業
〈事 業〉労働者派遣事業
〈組 合 員 数〉設立時：12名 → 現在：14名
〈派遣職員数〉認定申請時：3名 → 現在：4名

【設立から現在まで】

本組合は、組合員の担い手不足を解消するとともに、職員が安定的に様々な農林業者の下で業務をすることで実現できる①農林業技術の取得や向上、②半農半Xのモデル化を促進することで、育成された人材が地域社会の維持及び地域経済の活性化に資することを目的に設立した。

組合員のほとんどが農業者であり、派遣職員は春から秋にかけて、季節毎に水稲・果樹・野菜・花卉（施設・露地）など農産物の栽培に従事してきた。これから冬期に差し掛かると日本酒の最盛期となり、派遣職員にとっては初めての仕込みが始まる。

【将来に向けた取組】

派遣事業を実施しながら各業種の経験を積んでスキルアップすると共に、必要となる資格の取得を組合が後押しすることで、将来的に各組合員の事業所において即戦力となる人材に育てあげることが可能となるだろう。

本事業がスタートして約半年が経過したが、組合員からは派遣職員に対して非常に好意的であるため、地域の産業と人材を繋げる役割を今後も維持していきたい。

⇒将来、組合員による派遣職員の雇用を視野に入れ、個々の組合員の希望に適うように、組合で積極的に派遣職員のOJT、Off-JTに取り組んでいる。



第7回 個人情報保護法を知る③ ～個人情報の保管に関する規律～



弁護士・中小企業診断士
遠藤 郁哉

《プロフィール》

【事務所】松江ちどり法律事務所

【略歴】京大法学部卒、京大法科大学院修了。京都大非常勤講師などを経て、日弁連消費者問題対策委員会副委員長（消費者教育・ネットワーク部会長）、島根県弁護士会消費者問題対策委員会委員長。

1 安全管理措置

個人情報取扱事業者は、取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために、必要かつ適切な措置を講じなければなりません。ここでの措置は、個人データが漏えい等した場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模や性質、個人データの取扱状況、個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容とすることが求められています。

また、個人情報取扱事業者は、その従業者や委託業者に対しても、安全管理措置が遵守され、又は適切に講じられるように、必要かつ適切な監督を行わなければなりません。

2 講ずべき安全管理措置の内容

安全管理措置として講ずべき具体的内容は、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」の別添「講ずべき安全管理措置の内容」において、以下のように示されています。

- ① 基本方針の策定
- ② 個人データの取扱いに係る規律の整備
- ③ 組織的安全管理措置（組織体制の整備、個人データの取扱いに係る規律に従った運用、個人データの取扱状況を確認する手段の整備、漏えい等の事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し）
- ④ 人的安全管理措置（従業者の教育）
- ⑤ 物理的安全管理措置（個人データを取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止、個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄）
- ⑥ 技術的安全管理措置（アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報システムの使用に伴う漏えい等の防止）

なお、従業員数が100人以下の中小規模事業者（一部の事業者を除く。）については、取り扱う個人データの数量等が一定程度にとどまることから、ガイドラインにおいて緩和された対応方法も示されているので、参考になるでしょう。

3 個人データの漏えい等が生じた場合の対応

現在の規律では、個人情報取扱事業者は、個人データの漏えい等が生じた場合、「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」（平成29年個人情報保護委員会告示第1号）によって、①事業者内部における報告及び被害の拡大防止、②事実関係の調査及び原因の究明、③影響範囲の特定、④再発防止策の検討及び実施、⑤影響を受ける可能性のある本人への連絡等、⑥事実関係及び再発防止策等の公表について必要な措置を講ずることが望ましく、事実関係や再発防止策等について、個人情報保護委員会等へ速やかに報告するよう努めることとされています。

但し、2020年の個人情報保護法の改正により、個人データの漏えい等であって、個人の権利利益を害するおそれ大きい一定の事態が生じた場合（要配慮個人情報の漏えいや1,000人を超える漏えい等）について、個人情報保護委員会等への報告と本人への通知が義務化されました（2022年4月施行予定）。この義務違反は、勧告、命令、違反の事実の公表等の処分の対象とされているので注意が必要です。



実務上おさえておきたい 「健康保険の傷病手当金の支給期間 通算化」(改正健康保険法が2022年1月1日施行)



特定社会保険労務士
村松 文治

《プロフィール》

【事務所】社会保険労務士法人 村松事務所

【事業内容】経営人事のコンサルティング、社会保険労務士業務、給与計算代行

【得意分野】労務管理全般。特に就業規則や各種助成金の申請、雇用管理・労災の相談については専門。

【連絡先】松江市学園南1-2-1くにびきメッセ(西棟)6F
TEL : 0852-29-0558 FAX : 0852-29-0559

◆健康保険の傷病手当金とは

健康保険(協会けんぽ制度)の傷病手当金とは、労災以外の私傷病(疾病や負傷)で働くことができない健康保険被保険者に対する制度です。

支給要件は、以下の①～④の要件すべてを満たす場合で、1日あたりの支給額は「支給開始日以前12ヵ月間の各月の標準報酬月額を平均した額÷30日×2/3」です。

その支給期間は、同一の疾病・負傷に関して、支給を開始した日から数えて1年6か月まで(1年6か月後に同じ疾病が生じた場合は不支給)です。

【支給要件】

①業務外の事由による疾病や負傷の療養のための休業であること、②仕事に就くことができないこと、③連続する3日間を含み4日以上仕事に就けなかったこと、④休業した期間について給与の支払いがないこと

なお、傷病手当金の支給期間等について、平成30年度のデータですが、平均支給期間164.06日(男性172.96日、女性151.42日)で、全体の支給件数に占め

る割合ですが30日以下は23%、90日以内は48%となっています。また、その疾病原因別の支給日数と構成割合ですが、一番多いのが精神疾患の212日で全体の3割近く、次に新生物(がん)の180日で全体の2割近くというデータがあります。

◆改正内容

2022年1月1日の改正内容は、協会けんぽ以外の被保険者である共済組合(国家公務員、地方公務員など)と同様の取り扱いとなり、支給される間が「支給開始日から数えて1年6か月まで(例：令和2年6月1日支給開始日の場合、令和3年11月30日まで)」⇒「支給期間を通算して、1年6か月まで」となります。具体的なイメージは、下記のとおりです。結果的に、1年6か月分の傷病手当金が支給されることになります。

また、経過措置として、支給期間を通算は2021年12月31日において、暦の通算で1年6か月経過していない場合に適用されることになり、2022年1月1日より前に暦の通算で1年6か月経過しているものについては、支給期間を通算は適用されないことになります。

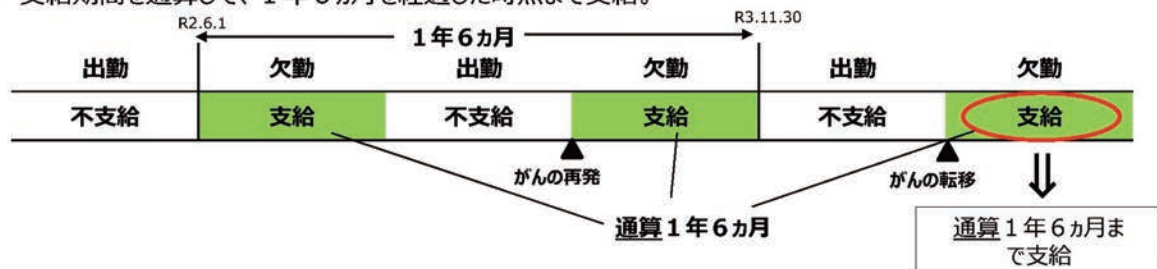
【健康保険における傷病手当金の支給期間】(現行の協会けんぽのルール)

⇒ 支給開始から1年6か月を経過する時点まで支給(1年6か月後に同じ疾病が生じた場合は不支給)



【共済組合における傷病手当金の支給期間】→ 2022年1月1日～協会けんぽ改正

⇒ 支給期間を通算して、1年6か月を経過した時点まで支給。



「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」セミナーを開催しました

11月2日（火）、松江市内にて適格請求書等保存方式（インボイス制度）セミナーを現地・Web参加のハイブリット形式にて開催しました。

これは、令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されることとなり、売り手側において、適格請求書（インボイス）を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるための登録申請が令和3年10月1日より受付開始となりました。

当会では制度導入に先立ち、正しいインボイス制度の知識を身につけるために、税理士法人 錦織会計事務所の錦織 澄 先生より、制度に関して留意すべき内容についてご説明をいただきました。



【インボイス制度とは？】

- 売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、適格請求書（インボイス）を交付しなければなりません（また、交付した適格請求書の写しを保存しておく必要があります）。
- 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けた適格請求書の保存（※）等が必要となります。

※買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項（適格請求書に記載が必要な事項）が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。

【適格請求書（インボイス）とは？】

- 売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

適格請求書（インボイス）の記載事項

請求書

① △△商事（株）
登録番号 T012345.....

⑥ (株) ○○御中
11月分 131,200円

××年11月30日

日付	品名	金額
② 11/1	魚 ※ ③	5,000円
11/1	豚肉 ※	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...		
合計	120,000円	消費税 11,200円
② 8%対象	40,000円	消費税 3,200円 ③
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

③ ※ 軽減税率対象

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び
登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額
（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

全国中小企業団体中央会 創立65周年記念式典開催



11月5日（金）、東京都千代田区のホテルニューオータニにて、全国中小企業団体中央会創立65周年記念式典が執り行われました。

島根県中央会からは、中央会の組織の強化、事業の活性化（中小企業施策への取組等）等に尽力した功績が評価され、中央会役員として、常任理事 中村 寿男 様（協同組合松江天神町商店街 代表理事）が表彰されました。

栄えある受賞をお慶び申し上げますとともに、今後の益々のご活躍をお祈りします。

令和3年度島根県各種功労者表彰式開催

11月24日（水）、松江市内にて令和3年度島根県各種功労者表彰式が執り行われました。

島根県各種功労者表彰は、地方自治、産業、文化等の分野においてそれぞれの発展向上を促し、島根県のために貢献した功績が特に顕著な方の功を顕彰することを目的としています。

栄えある受賞をお慶び申し上げますとともに、今後の益々のご活躍をお祈りします。



令和3年度島根県各種功労者表彰 受賞者（順不同）

功労	氏 名	主要経歴
商 工	洪 錫圭 氏	現 島根県遊技業協同組合理事長
商 工	春日 信雄 氏	現 島根県農業機械商業協同組合理事長

功労	氏 名	主要経歴
商 工	三吉 庸善 氏	現 協同組合プレテクノしまね理事長
商 工	妹尾 幸雄 氏	現 協同組合松江鉄工センター副理事長

※ 島根県中央会の推薦による商工功労受賞者（4名）のみ掲載しております。

第73回中小企業団体全国大会（神奈川県大会）開催

11月25日（木）、神奈川県横浜市「パシフィコ横浜国立大ホール」において「第73回中小企業団体全国大会」が、新型コロナウイルス感染拡大防止措置を講じた上で、全国から中小企業団体の代表者約1,600名が参加して開催されました。

今大会では、新型コロナウイルス感染症・多発する災害からの経済再生支援策の拡充など21項目を決議しました。

これと併せて、本大会では、優良組合（35組合）、組合功労者（76名）、中央会優秀専従者（20名）の表彰が執り行われました。島根県からは、優良組合として島根県広告美術協同組合、組合功労者として島根県商店街振興組合連合会 会長 野藤 薫 様が表彰されました。

栄えある受賞をお慶び申し上げますとともに、今後の益々のご活躍をお祈りします。

令和3年度第2回「やさしく学ぶ女性塾」を開催

11月15日（月）、中央会、島根県中小企業団体女性協議会主催による令和3年度第2回「やさしく学ぶ女性塾」をオンライン・現地受講を併用して開催しました。今回は、カナツ技建工業株式会社 顧問 古瀬 誠 氏を講師にお招きし、中小企業におけるイノベーションをテーマにご講演をいただきました。

新しいアイデアで新しい価値を生み出し続けることこそ中小企業が生き残る上で非常に重要であり、また、何事にも情熱を持つことが成功へのカギであることを学ぶことができました。

なお、来年3月には、松江市の上定市長をお招きしての開催を予定しております。



i INFORMATION

環境関連法規セミナーのご案内

環境マネジメントシステムは、環境法規制の遵守がキーポイントです。しかし、事業所にとって環境法規制情報を常に最新にし、法令遵守を確認し続ける作業は容易ではありません。特に、中小企業にとっては尚更と言えます。本セミナーでは、環境法規制の制定・改正情報を整理した形で、環境法規制の特定とシステム管理をいかにすれば効果的に行えるか等について最新の環境法規制のトピックスを交えて環境法令のアプローチや確認方法など分かりやすく解説致します。多数の皆様のご参加をお待ちしております。

開催日時：令和4年1月26日（水）14～16時

講師：株式会社エコサイエンス 代表取締役 高橋 邦雄 氏
(ISO 14001主任審査員、株式会社グローバルテクノ 環境法規講師)

開催方法：①現地でオンライン受講（サンラボーむらくも 八雲の間）

②Zoom ミーティングを使用したオンライン受講

※今年度もオンライン受講と現地受講を併用し、講師はリモート参加にて開催します。

※現地での受講は、定員20名までとさせていただきます。

申込締切：令和4年1月20（木）

【お問合せ先】 〒690-0886 松江市母衣町55-4 商工会館4F
しまねエコライフ推進会議事業者部会（島根県中小企業団体中央会内）
TEL：0852-21-4809 FAX：0852-26-5686